

# 教育委員会定例会日程

令和6年(2024年)4月24日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第9号

令和7年度使用教科用図書の採択方針について（教育指導課）

5 報告事項

(1) 市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について【資料配布のみ】

(資料1 教育部・文化部)

6 その他

(1) 令和5年度下半期寄付採納状況について【資料配布のみ】

(資料2 教育総務課)

(2) 令和5年度下半期教育委員会職員の公務災害の状況について【資料配布のみ】

(資料3 教育総務課)

7 閉 会

議案第 9 号

令和 7 年度使用教科用図書の採択方針について

令和 7 年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐



# 令和7年度使用教科用図書の採択方針（案）

小田原市教育委員会

## 1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「令和7年度使用中学校教科用図書調査研究の観点」及び「令和7年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」、小田原市教科用図書採択検討部会（以下「検討部会」という。）の「答申」等並びに国県等から発出される留意事項等を踏まえて採択する。

なお、小学校用教科用図書については、令和5年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条）

(2) 公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

## 2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除く。

(1) 小学校教科用図書

令和5年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条）

(2) 中学校教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(3) 小学校及び中学校の特別支援学級用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。

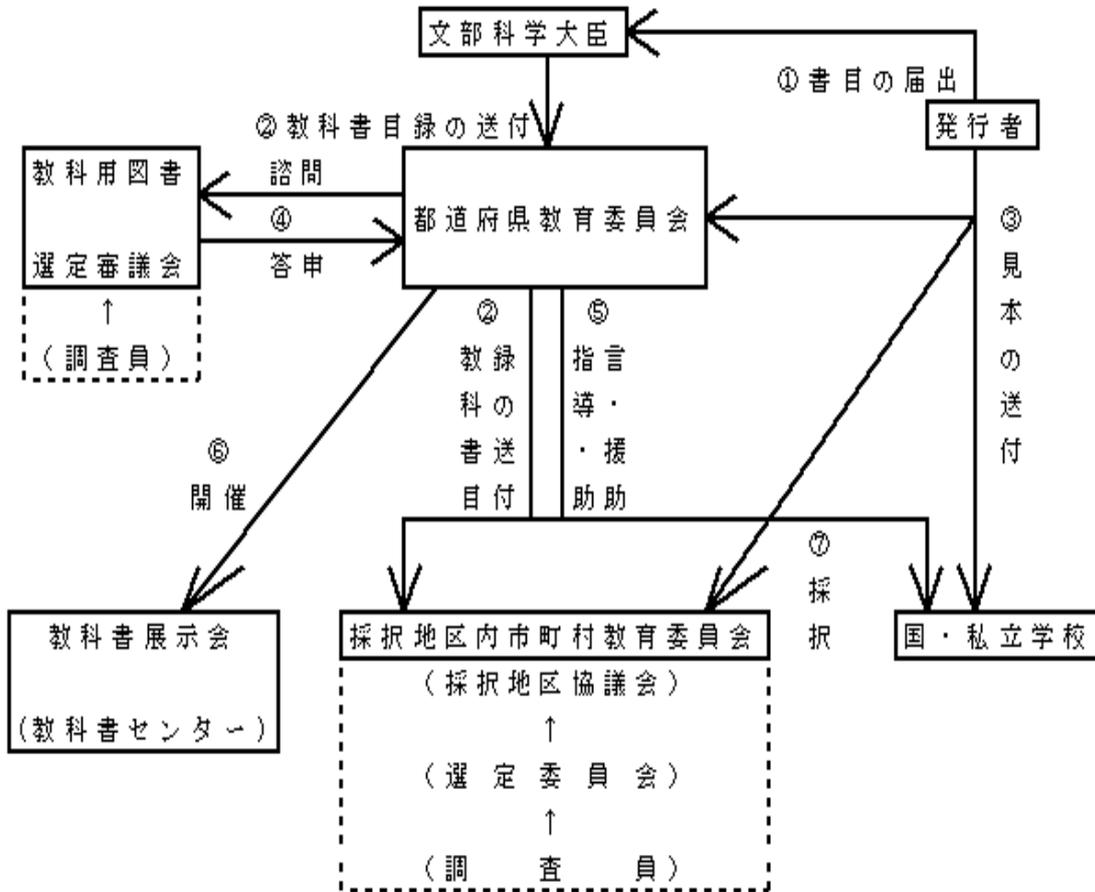
令和7年度使用教科用図書採択のスケジュール

参考

会議名	日時・場所	出席者	内容
教育委員会定例会	4/24(水)17:00～ 市役所 議会全員協議会室	教育委員	・教科用図書採択方針の決定
第1回 小田原市教科用図書 採択検討部会	5/14(火)15:30～ けやき第2会議室	採択検討部会員	・採択基本方針確認 ・調査研究の方向性や日程等の検討
第1回調査会	5/20(月)14:30～ 市役所大会議室	採択検討部会長、 各調査員 ※下郡含む	・調査員の委嘱 ・調査研究について
第2回・3回調査会	5/21(火)～ 6/26(水)の間で 2回	各調査員	・調査研究報告書の作成 ・調査員の都合により種目部会ごとに会場及び日時を決定
第4回調査会	7/3(水)13:15～ けやき第2会議室	採択検討部会長、 副部会長 各調査員 ※下郡含む	・調査研究報告
教科書展示会	6/14(金)～ 7/3(水) 合同庁舎2階 9:00～17:00	一般市民・教員 教育委員会関係者	
第2回 小田原市教科用図書 採択検討部会	7/11(木)13:15～ けやき第2会議室	採択検討部会員 調査員代表1名	・調査研究報告 ・質疑及び協議
教育委員会定例会	7/31(水)16:00～ 市役所 全員協議会室	教育委員	・採択協議及び決定
教育委員会臨時会	8/7(水)13:30～ 時間・場所未定	教育委員	・採択協議及び決定

※令和2年度の採択時のスケジュールに基づき仮設定

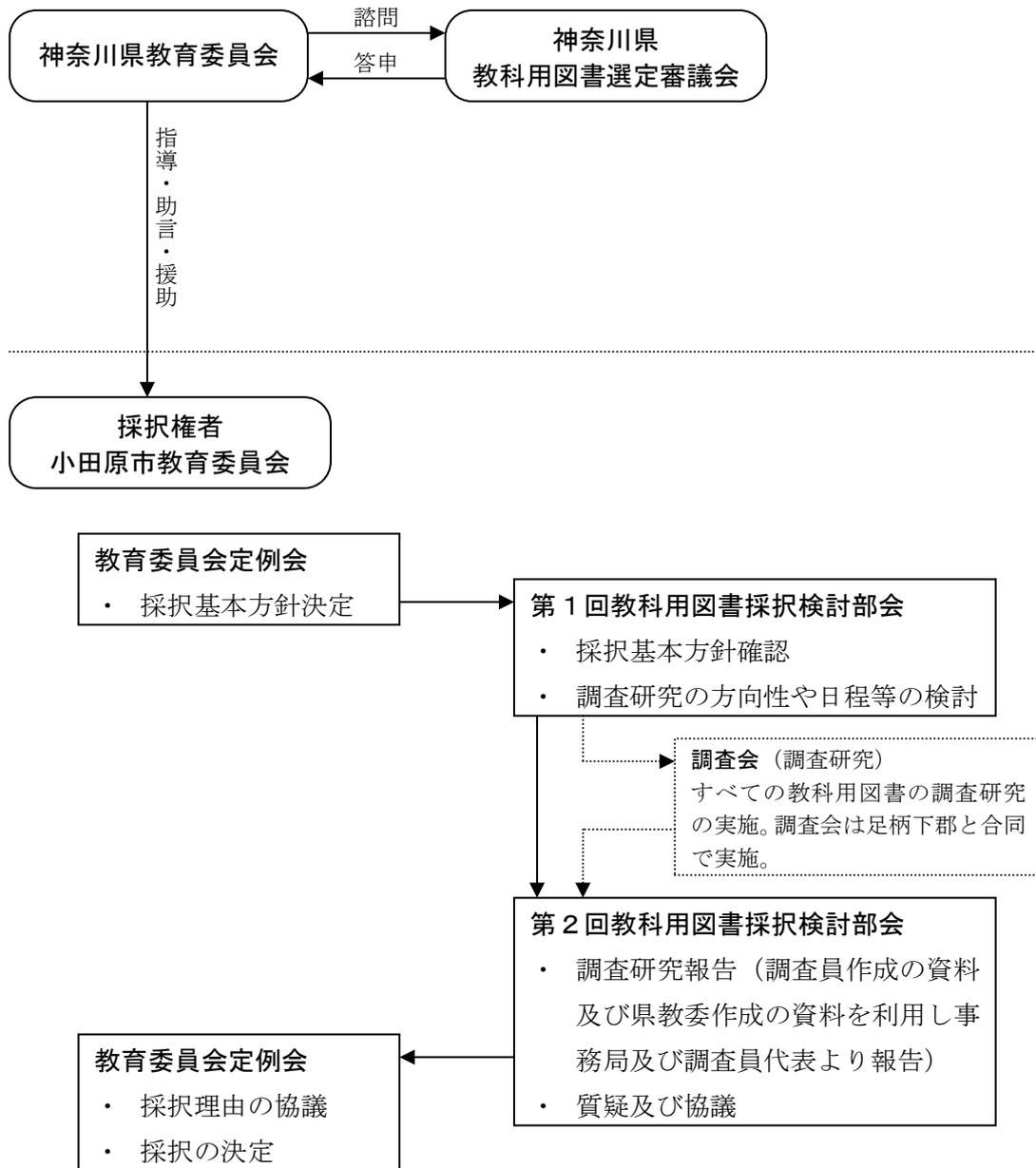
義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



主な根拠法令

- 採択の権限
  - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号
  - 教科書の発行に関する臨時措置法第 7 条第 1 項
- 採択の方法等、採択の時期
  - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 48 条
  - 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条
  - 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 8 条～第 11 条、第 13 条、第 14 条
  - 教科書の発行に関する臨時措置法第 4 条、第 5 条、第 6 条

令和 7 年度使用教科用図書採択までの流れ



# ※主な根拠法令

## 採択の権限

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

教科書の発行に関する臨時措置法第 7 条第 1 項

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

## 採択の方法等、採択の時期

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 48 条

第 48 条 地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条

## 第三章 採択

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

第十五条 削除

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第五項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条～第11条、第13条、第14条

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第8条 教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第9条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第10条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第11条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区の設定の特例)

第12条 都の区域のうち支庁の所管区域については、これを郡の区域とみなして、法第12条第1項の規定を適用する。

(採択の時期)

第13条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書(以下この条において「既採択教科用図書」という。)の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合(教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第1項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

教科書の発行に関する臨時措置法第4条、第5条、第6条

第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かななければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録(義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。)を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

# ○小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱

(平成 23 年 4 月 24 日)

## 小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、小田原市教科用図書採択検討部会（以下「検討部会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として検討部会を設置する。

(組織)

**第 3 条** 検討部会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- (1) 校長会 2 名
- (2) 教育研究会 2 名
- (3) 教員 3 名
- (4) 保護者 2 名
- (5) その他、教育委員会が必要と認める者

2 部会員の任期は当該年度の末までの 1 年とする。

(役員)

**第 4 条** 検討部会に部会長 1 名及び副部会長 1 名を置くものとし、部会長、副部会長は部会員の中から互選により定める。

2 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 検討部会の会議は、部会員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(調査員)

**第 6 条** 検討部会は、専門事項を調査するため調査員を置くことができる。

2 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから部会長が委嘱する。

3 調査員の任期は、その都度教育委員会が定める。

4 調査員は県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、ま

た、採択に関し必要な資料を作成し、検討部会に報告するものとする。

5 教科用図書の調査研究については、足柄下採択地区協議会と相互に協力して行う。

(部会員及び調査員の要件)

**第7条** 部会員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を持って充てる。

(庶務)

**第8条** 検討部会の庶務は、教育委員会教育指導課に事務局を置き処理する。

(会計年度)

**第9条** 検討部会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項については、部会長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年4月24日から施行する。

## 資料1

## 令和6年3月定例会日程

第1日目	2月14日	水	本会議	補正予算上程、提案説明、質疑、常任委員会付託 陳情等各常任委員会等付託 新年度予算上程、施政方針演説、提案説明
第2日目	2月15日	木	(休会)	(代表質問通告締切=15日正午)
第3日目	2月16日	金		(16日=総務常任委員会)
第4日目	2月17日	(土)		
第5日目	2月18日	(日)		
第6日目	2月19日	月		(19日=厚生文教常任委員会)
第7日目	2月20日	火		(20日=建設経済常任委員会)
第8日目	2月21日	水		(21日=委員長報告書検討日)
第9日目	2月22日	木		
第10日目	2月23日	(金)		[23日=天皇誕生日]
第11日目	2月24日	(土)		
第12日目	2月25日	(日)		
第13日目	2月26日	月		
第14日目	2月27日	火		本会議
第15日目	2月28日	水		各派代表質問、個人質問、予算特別委員会付託 予算特別委員会開催(2/28~3/21)
第16日目	2月29日	木	(休会)	予算特別委員会(市議会事務局、企画部、総務部)
第17日目	3月1日	金		予算特別委員会(市民部、防災部、文化部)
第18日目	3月2日	(土)		
第19日目	3月3日	(日)		
第20日目	3月4日	月		予算特別委員会(病院管理局、福祉健康部、環境部)
第21日目	3月5日	火		予算特別委員会(公営事業部、経済部)
第22日目	3月6日	水		予算特別委員会(消防本部、都市部、建設部)
第23日目	3月7日	木		予算特別委員会(上下水道局、子ども若者部、教育部)
第24日目	3月8日	金		予算特別委員会(現地視察)、(総括質疑通告締切=8日午後3時)
第25日目	3月9日	(土)		
第26日目	3月10日	(日)		
第27日目	3月11日	月		
第28日目	3月12日	火		(12日=中学校卒業式)
第29日目	3月13日	水		
第30日目	3月14日	木		予算特別委員会(総括質疑)
第31日目	3月15日	金		(15日=幼稚園卒園式)
第32日目	3月16日	(土)		
第33日目	3月17日	(日)		
第34日目	3月18日	月		予算特別委員会(総括質疑・採決・とりまとめ)
第35日目	3月19日	火		
第36日目	3月20日	(水)		[20日=春分の日]
第37日目	3月21日	木		(21日=小学校卒業式)
第38日目	3月22日	金	本会議	予算特別委員長審査結果報告、採決

## 厚生文教常任委員会（教育部・文化部）

令和6年2月1日実施

### 1 所管事務調査

#### （1）報告事項

- ・ ステップアップ調査モデル実施校における成果報告について
- ・ 令和4年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

令和6年2月19日実施

### 1 議題

#### （1）議案

- ・ 議案第1号 令和5年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）  
→ 【常任委員会】「可決すべきもの」 — 【本会議】「原案可決」

## 代表質問

質問順 1 志民・維新の会 12番 鈴木敦子

- 3 重点施策の取組について
  - (3) 教育・子育てについて
    - ア ステップアップ調査について
    - イ 小田原版STEAM教育について
    - ウ ICT活用教育の推進について
    - エ 新しい学校づくり推進基本方針について
  - (5) 歴史・文化について
    - ア 小田原城跡等の史跡の保存と活用について

質問順 2 誠新 14番 神戸秀典

- 1 重点施策の取組について
  - (3) 教育・子育てについて
    - ア 質の高い学校教育について
    - イ 子ども・子育て支援について
  - (5) 歴史・文化について
    - ウ 世界とつながる機会の創出について

質問順 3 公明党 19番 金崎 達

- 2 重点施策の取組について
  - (3) 教育・子育てについて
    - ア 給食調理場空調設備の整備について

質問順 5 ミモザりっけん 27番 原 久美子

- 2 重点施策の取組について
  - (3) 教育・子育てについて
    - ア 教職員の負担軽減について

## 個人質問

質問順 1 8番 岩田泰明

- 2 「市政運営の基本方針」について
- (2) 「全ての市民が住み続けたい」自治の在り方について
- ウ 周辺地域施策について

質問順 2 7番 北森明日香

- 1 重点施策の取組について
- (2) 教育・子育てについて
- ウ 全ての子どもの教育を受ける権利の保障と子育て支援について
- エ 教職員の負担軽減とステップアップ調査について

※代表質問(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木 敦子 議員	ステップアップ 調査について	教育長	学力調査を実施することによる児童生徒の心理的な不安を軽減するための対策について伺う。	児童生徒の中には、他人と比較される、苦手科目の受験が辛いなど、テストに対する負担を感じる子がいることは承知している。これまでにモデル実施をしてきた学校では、児童生徒に対し、自身の学力の伸びを把握し、前年度の学びを振り返るといった調査の目的を丁寧に伝え、結果の返却時には、学習の得意不得意に関わらず、結果に表れた前年度からの伸びやよさを認めてきた。 こうした取組の継続が、調査に対する心理的な負担の軽減につながっていくと考えている。
		教育長	ステップアップ調査のこれまでの学力調査との違いについて、保護者の理解をどのように得ていくのか伺う。	モデル校では、本調査が「一人ひとりの学力がどれだけ伸びているのか」という視点を加えた新しい調査であることや学力の伸びる時期やスピードは個人差があること、結果に示された伸びやよさに着目して言葉かけをすること等を保護者に繰り返し周知し、理解を促してきた。保護者アンケートの結果は、調査を肯定的に捉える保護者が多数であり、こうした取組の成果であると受け止めている。 全校での実施に当たっては、こうした取組を継続し、理解を得ていく。
	小田原版STEM 教育について	教育長	小田原版STEM教育の導入にあたり、どのような教職員の負担を想定しているのか伺う。	小田原版STEM教育は、生徒が地元小田原に実在する問題の解決に向け、探究的・創造的な活動を行うことで、より良い社会を実現しようとする力(社会力)を育むことを目的としている。そのため、地域や地元企業等、外部との連携・協働が欠かせないものであり、教職員が行う外部との連絡・調整は、生徒それぞれの探究内容に合わせて行うことが求められる。 また、教科指導とは異なる指導法や新たな全体計画の作成が必要となるため、難しさを感じる教職員がいるものと想定している。
		教育長	教職員に対してどのような負担軽減措置を考えているのか伺う。	教職員の負担軽減は人的支援が不可欠と考えている。 小田原版STEM教育の導入にあたっては、専門的知見を有した事業者が、外部機関との連携・調整業務、探究のプロセスを踏まえた授業計画の提供を行うほか、授業時の活動状況の把握・生徒への助言等、生徒の主体的な探究を引き出す支援を行うこととしている。 令和6年度は5校、7年度に6校と、2年間で全中学校に事業者を派遣することで導入期の負担軽減を図るとともに、本教育が着実に定着するよう取組を進めていく。
	ICT活用教育の 推進について	教育長	児童生徒がICT機器を長時間使用することによる健康面における悪影響への対応について伺う。	国のガイドラインでは、学習用端末を使用する際の姿勢や使用時間等、児童生徒の健康面に配慮するための基準が示されている。本市においては、この国の基準を踏まえ、指導用の「情報モラル教育の手引き」や、情報モラル教育の教材である「GIGAワークブックおだわら」を作成し、ICT機器の適切な使用に関する指導に役立てている。 また、学習用端末にはフィルタリングソフトを導入し、家庭で深夜に学習用端末を使用できないよう、禁止時間帯を設けている。
		教育長	学習用端末に係るランニングコストや更新費用軽減の取組について伺う。	学習用端末のランニングコストについては、初期契約時に保守料金等を含めて契約しているため、学習支援用アプリケーションのアップデート費用を含め、基本的に追加負担は生じない。また、学習用端末の更新に当たっては、国の補助制度を活用するほか、国が都道府県単位での共同調達とする方向性を示していることから、こうした調達方法を含め、調達コストを低減させる方策を検討していく。
新しい学校づくり 推進基本方針 について	教育長	新しい学校づくり推進事業の推進に力を入れ、現段階のスケジュールよりも早めることは可能か伺う。	新しい学校づくり推進事業は、昨年策定した「基本方針」に基づき、地域の学校配置の将来像を示す「基本計画」、及び施設・設備の機能水準等を示す「整備指針」について、令和6年度中の公表を目指して引き続き検討・策定していく。 その後、改築・改修の実施計画を定め、整備に着手していくものである。 本事業は、地域との合意形成を丁寧かつ着実に進行する必要があるため、一定の時間を要すると認識しているが、学校施設の老朽化は大きな課題であることから、できるだけ早期に整備に着手できるよう努める。	
神戸 秀典 議員	質の高い学校教育 について	教育長	「小田原版STEM教育」と「総合的な学習の時間」との関係について伺う。	総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育むことを目標としている。小田原版STEM教育は、郷土小田原をフィールドに、生徒が身近な諸問題と出会い、その問題の解決のために教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的、創造的な活動を行うことで、より良い社会を実現しようとする資質と能力を育てる教育で、総合的な学習の時間の目標に即した学びである。
		教育長	「小田原版STEM教育」の導入により、子どもたちを指導する教職員の負担があると思うが、どのように考えているのか伺う。	小田原版STEM教育は、地域の人や地元企業等、外部との連携が欠かせないものであり、教職員が行う連絡・調整は生徒それぞれの探究内容に合わせて行うことが求められる。また、教科指導とは異なる指導法や新たな全体計画の作成が必要となるため、難しさを感じる教職員がいるものと想定している。 そのため、探究のプロセスを踏まえた授業計画の提供や生徒の活動状況の把握・助言等について、専門的知見を有した事業者による支援を行うことで負担を軽減することとしている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
神戸 秀典 議員	質の高い学校教育について	教育長	「小田原版STEAM教育」を全中学校で完全実施する意義について伺う。	教科を横断し、探究的・課題解決的な学びを行うSTEAM教育は、本市の教育が目指す社会力の育成に有効な手法である。それを具体化し、郷土小田原をフィールドに課題解決に取り組むプログラムとなるよう研究してきたものが小田原版STEAM教育であり、全中学校での実施は、社会力の育成を目指す本市の教育の大きな柱の一つになるものと考えている。
		教育長	新しい学校づくり推進事業と、他の政策分野との連携・調整について伺う。	「新しい学校づくり」を実現するためには、学校における学びのほか、地域との連携、防災対策や都市政策、財政計画など、検討・調整が必要な項目は多岐にわたる。そのため、他の政策分野との連携・調整は必要不可欠であり、庁内横断的な体制で取り組んでいく必要があると考えている。 今後も、関連他部局と調整を図りながら、事業を着実に推進していく。
		教育長	基本計画や整備指針の策定も含め、今後、新しい学校づくり推進事業をどのように進めていくのか伺う。	令和5年12月に策定した基本方針では、「新しい学校づくり」を実現するための検討事項を整理している。これに基づき、基本計画については、検討委員会において、全市長的な整理が必要な論点や与件整理に着手したところである。 また、整備指針については、検討部会及び庁内ワーキングチーム等による検討を開始したところである。基本計画及び整備指針は、令和6年度中の公表を目指して引き続き検討・策定を進めるが、地域との合意形成を丁寧かつ着実にを行うという基本方針で定めた方向性を重視して取り組んでいく。
		教育長	民間スイミングスクールを活用した水泳授業について、三の丸小学校を拠点校とした理由について伺う。	三の丸小学校は、市立小中学校で唯一の屋内・温水プールを有しており、夏季以外も水泳授業を行うことが可能であることから、拠点校とした。
		教育長	水泳授業の公民連携及び学校プールの拠点化の今後の展開について伺う。	令和4年度から実施している民間スイミングスクールでの水泳授業は、水泳指導の質の向上や教職員の負担軽減、児童の泳力向上等の効果があったと認識している。 これらの効果から、民間スイミングスクールでの水泳授業は有効であると考えているが、受入能力や費用面等の課題もある 令和6年度は、学校プールの拠点化と指導員の派遣を試行することとしており、その結果等も参考にして、水泳授業及び学校プールのあり方について引き続き検討していく。
	子ども・子育て支援について	教育長	「おだわらっ子見守りサービス」の意義・期待される効果及び課題について伺う。	見守りサービスは、無償で配付した専用端末を持つ児童が、街なかに設置した見守りスポットを通過した時に位置情報等を記録するサービスであり、これまで小学校8校に導入した。利用中の保護者からは、児童の位置情報がわかり安心感があると好評であり、児童の安全のために意義がある事業と捉えている。 また、見守りスポットの設置協力等を通じて、安心して子育てができる地域社会の実現に向けた取組としてその効果が期待される。なお、課題としては、店舗等の少ない地域における見守り人(びと)や見守りスポットの確保などがあり、更なる事業周知が必要である。
	世界とつながる機会の創出について	教育長	市立小中学校と市内の私立日本語学校との連携をすべきと考えるが、見解を伺う。	日本語学校には様々な国を出身地とし、日本の文化等について学ぶ意欲の高い学生がおり、児童生徒がそのような学生と交流することは国際理解教育に有効であると考えている。これまで、日本語学校の学生をゲストティーチャーとして学校に招き、児童と交流するなどの取組を行ったことがある。 今後も学校の要望に応じて児童生徒との交流が行えるよう、日本語学校との連携を深めていく。
金崎 達 議員	給食調理場空調設備の整備について	教育長	給食調理場空調設備の整備について、更なるスピード感をもって進めていくことについて市長の見解を伺う。	給食調理員の労働環境の改善のため、全ての調理場に早急に空調設備を整備する必要性は十分認識している。一方、給食調理場への空調設備設置に対する国の財政支援はなく、多額の財政負担が課題となっている。 このため、財政負担の平準化を図りつつ、できるだけ早急に整備が完了できる整備手法の検討を現在進めているところである

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
原久美子 議員	教職員の負担軽減について	教育長	ステップアップ調査の導入にあたり、教職員の負担軽減の具休策について伺う。	調査の実施にあたり、調査問題の作成、実施マニュアル等の準備、実施後の採点、集計、分析シートの作成等については、業務委託により委託業者が行うこととしている。また、令和6年度からはICTを活用して調査を実施することにより、一人ひとりの解答データを過去のデータと紐づけるための作業や、問題・解答用紙の配付・回収等が必要となるなど、紙媒体での実施に比べ、教職員の作業負担は大幅に軽減する見通しである。
		教育長	教職員の月80時間を超える時間外労働への対策について伺う。	教職員の働き方の深刻な状況を踏まえ、国では、平成31年に学校・教師が担う業務について「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に分類、整理している。これを実現するためには、教職員以外の担い手の確保、それに伴う予算措置、保護者や地域の理解・協力が不可欠である。 本市では、給食費の公会計化、学校賠償責任保険への加入、支援スタッフの配置拡充等を行ってきたが、引き続き教職員の勤務環境の整備に努めていく。

※個人質問(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
岩田泰明 議員	周辺地域施策について	教育長	新しい学校づくりを進める中で、旧町村の小学校は残す必要があると考えるが、見解を伺う。	新しい学校づくり検討委員会において、これまで、学校の統廃合に関する検討は行っていない。地域の学校配置の考え方は、「基本方針」において、「新しい学校」を実現するための検討事項として整理しており、今後、これを踏まえて「基本計画」の中で検討していくことから、旧町村の小学校の存続・廃止という観点の議論は想定していない。
		教育長	地域の学校配置について、早い段階から市民に情報共有すべきと考えるが、見解を伺う。	新しい学校づくり推進事業では、「基本方針」に基づき、地域の学校配置の将来像を示す「基本計画」の検討・策定を開始しており、検討委員会において、全体的な整理が必要な論点や与件整理に着手したところである。今後は、基本方針における「実現に向けたプロセス」に基づき、地域総ぐるみの議論を行う前提として、検討・策定の早い段階から、丁寧な説明と分かりやすい情報発信を行い、市民との情報共有に努める。
北森明日香 議員	全ての子供の教育を受ける権利の保障と子育て支援について	教育長	本市における現在の教育相談体制について伺う。	本市では、おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」に専門性を有する教育相談員や心理相談員等を配置し、学校生活や発達の課題等の悩み・不安を抱える子供や保護者に対して、学校や関係機関等と連携を図り、それらを解決するための相談を行っている。また不登校及びその傾向のある子供に対しては、教育相談指導学級を設置するほか、不登校生徒訪問相談員や校内支援室指導員を配置するなど、子供や保護者に寄り添い、適切な支援につながる教育相談体制を整えている。
		教育長	インクルーシブ教育の今後の方向性について伺う。	本市では、全ての子供ができるだけ同じ場で「共に学び共に育つための教育の推進」を学校教育の重点の一つに掲げ、インクルーシブ教育に取り組んでいる。障がいの有無にかかわらず、個別の教育的ニーズに適切に対応することを理念として、「多様な子供たちが同じ場所で学び合う学校」、「その時点での教育的ニーズに最も的確に応える学びの場」づくりを推進していきたいと考えている。
	教職員の負担軽減とステップアップ調査について	教育長	学校現場において、教員数は足りているのか伺う。	各校の教員数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、児童生徒数や学級数に応じた人数が配置されている。出産休暇や療養休暇等の取得により欠員が生じた際に、すぐに教員を配置できない場合もあるが、県教育委員会と連携して補充に努めているところである。
教育長		ステップアップ調査を行う際には教員の負担軽減にどのように取り組むのか伺う。	ステップアップ調査の実施により、調査結果を児童生徒指導や授業改善等に活用するための研修時間の確保、児童生徒への個人結果票の返却や説明など、新たな業務が生じることとなる。しかしながら、令和6年度からは、モデル実施での課題を踏まえ、ICTを活用して調査を実施することとし、紙媒体での実施に比べ、教職員の作業負担は大幅に軽減する見通しである。 また、児童生徒の学力の伸びやよさを認めた学級経営や授業づくりが可能になることは、児童生徒指導や学習指導等の観点から総合的に見て教員の負担軽減につながると考えている。	
		教育長	年1回の調査の実施で、子どもの学力向上につながるのか伺う。	ステップアップ調査は、実施後に結果の分析を行い、結果活用のための教員研修をとおして、授業改善や児童生徒指導の取組に生かすことを目的とする調査である。 また、その過程で、教員が授業改善を行い、指導力を向上させることで、児童生徒の学力を伸ばすことにつながっていくものである。これらはある程度の時間の中で個々のペースで伸ばしていくものであるため、経年の変化を追っていく本調査は、年に1回の実施となっている。

※代表質問(文化部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木 敦子 議員	歴史・文化について	市長	御用米曲輪の調査項目と成果及び、今後の調査について伺う。	令和4年度に史跡小田原城跡(あと)御用米曲輪 戦国期整備検討部会を設置し、戦国期遺構の整備に向け、発掘調査や基礎調査等を行っている。 発掘調査では、戦国期の建物跡や庭園遺構等が見つかっており、基礎調査では基本設計に向けた、他の遺跡との比較や整備手法の情報が整理されつつある。 令和6年度についても、引き続き、発掘調査や基礎調査等を実施する予定である。
		市長	御用米曲輪の整備方針を示すべきだと思いが見解を伺う。	御用米曲輪では、今年度の発掘調査で新たな戦国期の遺構が発見されるなど新しい知見が得られている状況である。 整備方針については、戦国期整備検討部会で議論いただいているところであり、史跡小田原城跡調査・整備委員会にもお諮りした上で、適切な段階でお示しさせていただきたいと考えている。
神戸 秀典 議員	歴史・文化について	市長	小田原城天守閣の木造再建に向けた進捗状況について伺う。	令和4年度に、木造化を含めた天守閣の建替え等を検討する場として、NPO法人と市の関係部署からなる小田原城天守等復元的整備検討会議を立ち上げた。 現在、木造化を含め、将来的な天守閣の建替え等に備えるために、課題の整理等を進めている。 令和6年度には、江戸期に造られた天守模型の調査や城絵図の調査等を予定している。
金崎 達 議員	歴史・文化について	市長	御用米曲輪の整備の進捗状況について伺う。	御用米曲輪では、令和4年度までに北東土塁、北西土塁等の整備が完了した。 全国でも出土例が少ない戦国時代の貴重な庭園遺構等が確認されたが、今年度の調査で、新たに石組水路等戦国期の遺構が見つかっている。 令和4年度に史跡小田原城跡(あと)御用米曲輪戦国期整備検討部会を設置し御用米曲輪の整備方針について検討しており、令和6年度は発掘調査を引き続き実施することとしている。
		市長	御用米曲輪の整備方針について伺う。	御用米曲輪では、今年度の発掘調査で戦国期の石組水路の遺構が新たに発見されるなど、成果が得られている状況である。 整備方針については、戦国期整備検討部会で議論いただいているところであり、史跡小田原城跡調査・整備委員会にもお諮りした上で、適切な段階でお示しさせていただきたいと考えている。
		市長	御用米曲輪をどのような史跡にしていきたいと考えているのか伺う。	史跡小田原城跡は、戦国期と江戸期の遺構が重層的に展開している全国的に見てもたいへん稀な史跡であることから、御用米曲輪の整備については、こうした特徴を市民や観光客の方々に、わかりやすく紹介できるよう、整備したいと考えている。 いずれにしても、史跡小田原城跡をどのように整備していくのかについては、戦国期整備検討部会及び調査・整備委員会の議論をいただいた上で、県、文化庁とも協議し、決めていきたいと考えている。

令和6年小田原市議会予算特別委員会総括質疑（教育部・文化部）

質疑順 1 誠新 宮原元紀委員

6 (1) (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 5図書館費における旧保健福祉事務所跡地活用事業について

質疑順 4 ミモザリっけん 原 久美子委員

2 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費における教職員人事・服務・健康管理事業について  
(1) 本市立学校県費負担教職員の過労死対策について  
(2) 本市立学校県費負担教職員のメンタルヘルス対策について

質疑順 8 志民・維新の会 大川晋作委員

2 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費について  
(1) 学校給食費のこれからについて

質疑順 9 志民・維新の会 小谷英次郎委員

6 教育費や児童福祉費に代表される子どものための予算について  
(1) 教育費や児童福祉費に代表される子どものための予算の増額について

質疑順 10 誠和 角田真美委員

3 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費における防災教育事業について  
(1) 児童生徒の防災意識の向上について

質疑順 11 誠和 鈴木和宏委員

3 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費における教育研究所運営等事業について  
(1) 令和5年度の取組の具体例と今後の課題について  
(2) 「社会力」の育成について  
4 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費における支援教育推進事業について  
(1) 現状の把握について  
(2) 支援の状況について  
(3) 今後の展開について

\* 予算特別委員会総括質疑(教育部)

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
原 久 美 子 議 員	本市立学校 校 費 負 担 教 職 員 の 過 労 死 対 策 に つ い て	教育部長	過重労働者の実態について、どう捉えているのか伺う。	本市では、令和2年3月に策定した教職員の働き方改革に関する指針に基づき、業務の明確化・適正化や支援スタッフの拡充等により教職員の負担軽減を図っている。また、令和3年10月以降は、時間外勤務が80時間を超える教職員数は減少傾向にある。しかしながら、未だに80時間以上の時間外勤務をしている教職員は多い状況にあることから、これまで実施してきた働き方改革の効果的な取組を継続するとともに、長時間労働者の解消に向けたより効果的な対策が必要であると考える。
		教育部長	過重労働者の数に対して産業医の面談数が少ないことについてどう考えているのか伺う。	1か月の時間外勤務が80時間を超える教職員については、校長を通じて勤務時間数を通知するとともに、校長が面接等により疲労の蓄積や体調不良について確認している。教育委員会としては、健康障害の未然防止の観点から産業医による面接指導を強く勧めているが、十分に活用されている状況ではない。今後、産業医の活用が図られるように、長時間労働による健康への影響や労働安全衛生の制度について、教職員に周知を徹底していく。
		教育部長	今後の過重労働に対する過労死の防止策について伺う。	教職員の長時間労働は深刻な状況であり、本市では、教職員の働き方改革の指針に基づき、学校、教育委員会が働き方改革の取組を推進しているものの十分な効果は得られていない。教職員の長時間勤務の根本的な解決には、教職員定数改善や制度改革が必要であり、今後も国に対して要望していく。併せて、本市で教職員の過労死が起きないように、教職員の負担軽減に向け、市としてできることはしっかりと取り組んでいく。
	本市立学校 校 費 負 担 に 教 職 員 の メンタルヘルス対	教育部長	ストレスチェックの結果で高ストレス判定者が多いことについてどう受け止めているか見解を伺う。	本市教職員のストレスチェックにおける高ストレス判定者の割合は、令和2年度が10.3%であったものの、その後増加傾向にある。一般に、高ストレス判定者の増加要因としては、過度な業務負担や劣悪な職場環境などが考えられることから、教職員の業務負担の軽減、勤務環境等の改善を図る必要があると捉えている。
		教育部長	今後、どのようにしてメンタル不調による休退職者を減らしていくか伺う。	教職員の健康管理にあたっては、療養休暇や休職に至る以前の段階で教職員の心身の不調を早期発見することが重要である。このため、普段の勤務状況から教職員の心や体の健康状態等を把握するよう管理職に指導している。また、不安や悩みを抱える教職員に対しては、積極的に産業医による面接を案内していくとともに、業務負担の軽減について配慮するよう校長に指導していく。
		教育部長	ハラスメント対策について、どのように強化をしていくか伺う。	現在、校長に対しては、年4回開催している「教育委員会と校長会との連絡調整会議」において、毎回、不祥事防止や風通しのよい職場づくりについて依頼するとともに、ハラスメント対策についても指導の徹底を図っている。また、各学校では、ハラスメント防止に係る研修を実施しているほか、毎月教職員全員が不祥事防止に向けて自己点検している。今後も、ハラスメントのない職場の実現に向けて、研修等を通して教職員への周知徹底と意識向上を図っていく。
大川 晋 作 議 員	学校給食費の これからの について	教育部長	学校給食材料費の物価高騰分について補てんしているが、どのように財源を確保していくのか。	本市では、物価高騰下においても子供たちに安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を、安定的に提供する必要があると考えている。令和6年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、物価高騰分を補てんすることとしている。今後の財源については、国や県からの支援制度など情報の収集に努め、補助金や交付金の積極的な活用を検討するなど、その時の状況に応じて適切に対応していく。
		教育部長	県内市においても今年度無償化を実施する自治体がある中、給食費無償化の考えについて伺う。	本市では、令和4年7月から物価高騰に伴う値上がり分の支援をしており、令和5年度に引き続き令和6年度も継続していく。また、既に全児童生徒のうち約15パーセントの児童生徒に対しては、就学援助として無償で給食を提供している。本市としては、子ども・子育て支援は最も有効な未来への投資であると考えており、給食費の無償化については、子育て世代の負担軽減を念頭に、子ども・子育て支援施策としての優先順位、市民ニーズや他の自治体の動向などを併せて見極めていく。

\* 予算特別委員会総括質疑(教育部)

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
小谷 英次郎 議員	に教育費や児童福祉費の増額について	教育部長	守屋市政の最大公約である人口20万人達成のために、教育や子どもに係る予算の拡充は必須と考えるが、市長の見解を伺う。	本市では、第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」の重点施策の一つとして「教育・子育て」を掲げ、令和6年度当初予算においても、その推進に主眼を置いた編成としている。また、国においても、令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、令和6年度から3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」を示し、児童手当の拡充等を掲げている。 今後、市民ニーズや社会情勢、国の施策などを鑑み、また、国や県からの財源確保も視野に、市として何を実施すべきか見定め、必要な予算を確保してまいりたい。
角田 真美 議員	児童生徒の向上に防災意識	教育部長	学校防災アドバイザー派遣の他に、どのような児童生徒の防災意識の向上のための取組を行っているのか伺う。	教育委員会では、自分を守る実践力と支援者としての意欲を高めるため、児童生徒の発達段階に応じた内容で構成した防災教育リーフレットを作成・配付する外、いっせいで総合防災訓練や地域の防災訓練に児童生徒の参加を促している。小中学校では、地理的条件など地域の状況に合わせた学校防災計画を策定し、予告なしの地震避難訓練や、中学校区で統一した引き取り訓練など、実際の被災場面を想定した訓練を実施することにより防災意識の向上を図っている。
鈴木 和宏 議員	令和5年度の取組の具体例と今後の課題について	教育部長	令和5年度の小田原版STEAM教育実施校における取組の具体例について伺う。	モデル校(城山中学校)の1年生では、生徒が小田原鋳物と出会い、「魅力的な鋳物商品とはどのようなものか」等について考え、買い手のニーズを調査し、音を制御できる鈴や客が商品のカスタマイズできるシステムなどを鋳物職人の方に提案した。 また、協力校である城南中学校の1年生では、生徒が大窪・早川学区の人口減少問題に対し、「この地域に住む魅力とは何か」について考え、実際に住んでいる地域の方にインタビュー調査し、交通・職業・子育て等様々な切り口から地域の魅力を捉え、移住者に伝えるためのPR動画を制作し、市に提案した。
		教育部長	小田原版STEAM教育の今後の課題について伺う	小田原版STEAM教育では、生徒それぞれが設定した課題について探究するため、教科指導とは異なる指導法や新たな全体計画の作成が必要となるほか、外部との連絡・調整が多岐にわたる。このため、その実施には、教員に新たな知識・技術の習得など一定程度の負担が生ずることになるが、教育委員会では、委託業者による導入支援を行い、負担の軽減を図っているところである。 令和8年以降、全校で探究的・創造的な活動がより効果的に行われ、生徒自身が社会参画につながる大切な学びであると実感できるようにしていくことが必要であると認識している。
	社会力の育成について	教育長	小田原版STEAM教育は、社会力の育成にどのように寄与するものなのかを伺う。	社会力とは、一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を創る力である。小田原版STEAM教育は、地域課題の解決に向けて考えることを通して、生徒が探究のプロセスを経験し、その過程で、社会へ参画する力、論理的に思考する力、様々な人と関わる協働性、表現力・創造力・実行力などの資質・能力を育成するものである。そうした資質・能力の育成は、社会力の育成に大きく寄与するものであると考えている。
	現状の把握について	教育部長	外国につながるある児童生徒数の現状について伺う。	外国につながるある児童生徒とは、外国籍の児童生徒や海外に在留経験がある児童生徒など、国籍の枠を超えた多様な背景を持つ児童生徒のことを示すといわれており、明確な線引きがされていないため、その人数の把握は行っていない。なお、外国籍の児童生徒数は、令和5年5月1日現在、小学校58人、中学校28人である。
	支援の状況について	教育部長	外国につながるある児童生徒に対する支援の取組状況について伺う。	外国につながるがあり、支援を必要としている児童生徒に対しては、生活面や学習面などへの適応を図るため、日常生活で必要とされる基礎的な日本語の指導や支援を行う日本語指導協力者を、児童生徒の在籍校に派遣している。日本語指導協力者は、児童生徒一人につき、1回の指導時間を1時間程度として、月に2～3回程度の指導を行っており、個々の言語の習得状況に応じて、個別にきめ細かな対応をとっている。
	今後の展開について	教育部長	外国につながるある児童生徒に対する支援は、今後どのように展開するのか伺う。	本市では、日本語を全く理解できていない状態で転入等をしてきた児童生徒には、できるだけ週1回程度の日本語指導が受けられるよう日本語指導の機会確保に努めたり、学校へ翻訳機を貸し出ししたりするなど、個々の状況に応じて適切な対応を図っている。外国につながるある児童生徒が、日本語の理解不足により、生活や学習に不安や悩みなどを抱えることなく、安心して学校生活を送ることができるよう、今後も日本語指導の充実に取り組んでいく。

\* 予算特別委員会総括質疑(文化部)

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
宮原 元紀 議員	旧保健福祉事務所跡地の活用について	文化部長	旧保健福祉事務所跡地の活用について、地域の特性上、落ち着いた施設などの方が望ましいと思うがいかがか。	西海子小路周辺地区は、桜並木の美しい景観と歴史的な建造物、そして良好な生活環境が調和した、魅力あふれるエリアであり、多くの方に訪れていただきたいと願う一方で、閑静な雰囲気への配慮も欠かすことができない。 周辺には小田原文学館・白秋童謡館や、旧松本剛吉別邸などの歴史的風致形成建造物があり、これらの周辺環境になじむとともに、第一種低層住居専用地域の用途制限も考慮した活用策とする必要がある。

## 令和 5 年度下半期寄付採納状況について

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	小田原市城内 おだわら学習帳配布実行委 員会	おだわら学習帳、おだわらぬ りえ	1,300,000 円	学習帳 市立小学校1 年生から6年生 ぬりえ 4歳児及び市 立小学校1年 生
2	匿名	洋式トイレ	約 6,000,000 円	橘中学校
3	匿名	金次郎像	約 2,500,000 円	町田小学校
4	足柄下郡大井町金子 尾崎 清見	肖像写真ほか	不明	郷土文化館
5	東京都中央区湊 特定非営利法人ポジティブフ ロムジャパン	書籍「どうぞ！ALS 患者から YOU へ」	79,200 円	市立小学校
6	小田原市荻窪 小澤 良明	土地	33,168 円	—
7	小田原市荻窪 神東興業株式会社  小田原市荻窪 泰東興業株式会社	土地	75,366 円	—
8	藤沢市藤沢 株式会社 伊藤建設	書籍「犬ずもう」	9,900 円	市立幼稚園
9	匿名	土地	36,926 円	—

10	早川地区自治会連合会	体育館ステージ幕	約 300,000 円	早川小学校
11	小田原市荻窪 小田原市森林組合	小田原産間伐材鉛筆	803,000 円	市立小学校
12	静岡県御殿場市新橋 原口 礼子	書籍「柿のはなし」	40,000 円	市立小学校
13	小田原市寿町 小田原ロータリークラブ	書籍	49,730 円	市立幼稚園
14	静岡県静岡市清水区 Gutschow 弥生	鬼瓦ほか	不明	郷土文化館
15	匿名	クワ 2 点	不明	郷土文化館
16	小田原市本町 山田 明	漁業関係資料ほか 231 点	不明	郷土文化館
17	匿名	馬頭観音	不明	郷土文化館
18	匿名	裁縫道具ほか	不明	郷土文化館
19	小田原市栢山 小島 成樹	火縄銃、大海	不明	郷土文化館
20	小田原市栄町 損害保険ジャパン株式会社 株式会社みずほ銀行 明治安田生命保険相互会社 第一生命保険株式会社	黄色いワッペン(損害保険ジ ャパン(株)「交通事故損害 保険」付)	22,695 円	市立小学校新 1 年生への配 布用として
21	小田原市小船 小田原市立下中幼稚園令和 5 年度卒園児保護者	ワイヤレススピーカー・ステ ップラバーリング	7,200 円	下中幼稚園

22	匿名	大型絵本ほか	72,300 円	矢作幼稚園
23	小田原市中曾根 小田原市立東富水幼稚園保護者と教師の会	巧技台	36,800 円	東富水幼稚園
24	小田原市柳新田 小田原市立報徳幼稚園保護者と教師の会	パオパオバルーン	23,800 円	報徳幼稚園
25	小田原市久野 石井 和子	書籍等ほか	不明	郷土文化館
26	平塚市八重咲町 椎野 雅子	前羽村誌	不明	郷土文化館
27	愛知県刈谷市下重原町 全国報徳団体連絡協議会	「二宮金次郎生誕の地」看板	不明	尊徳記念館
28	匿名	久野坂下道祖神幟	不明	郷土文化館
29	(住所非公開) 上田 菊明	足柄刺繍の巡る季節(巡る季節 Part II) ほか3点	1,000,000 円相当	郷土文化館
30	匿名	ウッドブロック・絵本	30,000 円	酒匂幼稚園
31	平塚市宝町 株式会社 神奈中スポーツデザイン	プールフロア台	不明	市立小学校
32	大和市下鶴間 高木 知己	近・現代古写真類	不明	郷土文化館
33	東京都世田谷区代沢 寺島 正芳	記念切符等交通関係資料ほか	不明	郷土文化館

現金

	寄 付 者	寄付金額	寄付目的	使途先
1	小田原市浜町 波多野 明夫	10,000 円	新玉小学校の図書の充実のため	新玉小学校

事務担当  
教育総務課 総務係  
電話：33-1671

資料 3

令和5年度下半期教育委員会職員の公務・通勤災害の状況について

災害発生期間 令和5年10月1日～令和6年3月31日

種 別	所 属 職 名	傷 病 名	災 害 発 生 状 況
該当者なし			

事務担当  
教育総務課 総務係  
電話：33-1671